

(参考様式4)

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金  
事業活用活性化計画目標評価報告書

平成28年8月9日作成

活性化計画名	農地再生によるみやざき農業活性化計画			
計画主体名	計画主体コード	計画番号	計画期間	実施期間
宮崎県	450006	1	平成24年から平成27年	平成24年度から平成25年度
活性化計画の区域				
宮崎県内の農業振興地域				

1 事業活用活性化計画目標の達成状況

事業活用活性化計画目標	目標値 A	実績値 B	達成率(%) B / A	備考
定住等の促進に資する遊休農地の解消	1,206ha	983ha	81.51%	(事業メニュー) 遊休農地解消支援
定住等の促進に資する遊休農地の解消	45.6ha	32.032ha	70.25%	(事業メニュー) 小規模農林地等保全整備

(コメント)

遊休農地解消支援メニューでは、平成24年から平成27年に本事業とは別に実施された荒廃農地の発生・解消状況に関する調査によると、本事業や耕作放棄地再生利用緊急対策等の事業活用や自助努力により、計画期間(H24~H27)内に983haの耕作放棄地(荒廃農地)が解消された。

また、荒廃農地全体で見た場合には、計画期間の最終年である平成27年と基準年である平成22年を比較すると、B分類(再生利用が困難な荒廃農地)は272haの増加となっているが、A分類(再生利用が可能な荒廃農地)は392haの減少となっており、全体で121haの減少となっている。

小規模農林地等保全整備メニューでは、本事業を活用して、32haの耕作放棄地が解消されている。

2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業メニュー名	事業内容及び事業量			事業実施主体
遊休農地 解消支援	・耕作放棄地再生活用 ・農地集積推進体制の整備			宮崎県
管理主体	事業着工年度	事業竣工年度	供用開始日	
宮崎県	平成24年度	平成25年度	-	
事業の効果				
県及び地域段階に設置されたプロジェクトチームを中心に耕作放棄地の再生活用の取組を推進させるため、宮崎県農業振興公社に県段階のコーディネーターを設置し、地域への利用調整活動に対する指導・支援を実施した。 また、集落や地域で、徹底した話し合いによる農地等の経営資源に関する情報の				

収集を図るため、市町村（H24年度：7市町、H25年度：7市町村）は地域のリーダー等を農地推進員として委嘱し、利用調整活動の推進に努めた。  
 （農地推進員 H24年度：7市町 225名、H25年度：7市町村 253名）  
 地域での利用調整活動の際には、市町村毎の耕作放棄地（荒廃農地）の分布状況を視覚的に把握することも効果的であるため、水土里情報システムを活用し市町村毎の荒廃農地の分布図の作成を行った。  
 これら活動の効果により、耕作放棄地の解消が進み優良農地の確保が促進された。

事業メニュー名 小規模農林地等 保全整備	事業内容及び事業量 耕作放棄地の再生整備			事業実施主体 公益社団法人 宮崎県農業振 興公社
管理主体 農業者	事業着工年度 平成24年度	事業竣工年度 平成26年度 (平成25年度からの繰越)	供用開始日 平成26年8月29日	
事業の効果 再生した農地が円滑に担い手に集積・集約化されるよう、公益社団法人宮崎県農業振興公社により、農地保有合理化事業を活用した再生整備を推進することで、耕作放棄地の解消が進み優良農地の確保が促進された。				

### 3 総合評価

#### （コメント）

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の活性化計画で定める目標値は、遊休農地解消支援メニューでは、県内全域（農業振興地域）を対象に、平成22年度耕作放棄地全体調査において、優良農地として活用すべき要活用農地と位置づけられている1,206haの早期解消を設定しており、本事業を用いて地域での農地の利用調整活動に対する支援を行った結果、計画期間内に983haの耕作放棄地（荒廃農地）が解消された。

小規模農林地等保全整備メニューでは、要活用農地として位置づけられた1,206haの内、45.6haを本事業により解消することを目標として設定しており、基盤整備に豊富な経験を有し、県内で農地の集積・集約化に関する事業を実施している公益社団法人宮崎県農業振興公社（宮崎県の農地中間管理機構）が耕作放棄地を再生整備することで、32haの耕作放棄地が解消された。

また、本活性化計画での目標達成状況の評価については、耕作放棄地の解消の他に、解消された農地の利活用を図るため、地域農業の担い手となる認定農業者数・新規就農者数・法人の雇用数等の状況から評価を行うこととしているが、計画期間（H24～H27）の状況では、

認定農業者数は、平成24年度8,487から平成27年度8,267と220の減少。

新規就農者数は、平成24年度315から平成27年度341と26の増加。

農業法人数は、平成24年度651から平成27年度745と94の増加。

農業法人の雇用者数は、平成24年度7,245から平成27年度9,356と2,111の増加。

上記から、農業者の高齢化等の理由から認定農業者数は減少しているが、新規就農者数や農業法人数・農業法人の雇用者数は増加している状況である。

これらのことから、総合的に判断すると、定住等の促進に資する遊休農地の解消としての目標は達成していると考えている。

#### 4 第三者の意見

(コメント)

耕作放棄地の解消を図るため、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用して、マッピングや耕作放棄地所有者への普及啓発、集積への話し合い等のソフト事業(利用調整支援や農地集積推進体制の整備)を行うとともに、ハード事業として利用が見込まれる事例を重点的に再生整備を行っている。

このような事業により、ソフト事業では要活用農地1,206haのうち983haが、ハード事業では45.6haのうち32haの耕作放棄地が解消されたことは高く評価できる。今後とも耕作放棄地を増加させないために、認定農業者や農業法人などの担い手の育成と、担い手に適切に集積・権利移動が行えるよう、すでに整備されている耕作放棄地再生の推進体制のさらなる実効化を図ることが期待される。

(宮崎大学農学部 教授 山本直之)